

第9回警察庁入札等監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成24年 2月 9日(木) 警察庁会議室	
委員	委員長 水谷 章 (公認会計士・税理士) 委員 竹谷 智行 (弁護士) 委員 赤坂 裕彦 (弁護士)	
抽出案件	8件	平成23年度上半期契約から抽出 物品役務等 (競争入札) 873件 " (随意契約) 704件 公共工事等 (競争入札) 47件 " (随意契約) 5件
競争入札	6件	契約件名： 再生紙 契約部署：九州管区警察局
		契約件名： 庁舎維持管理業務委託 契約部署：中国管区警察学校
		契約件名： 警察学校空調設備保守点検整備 契約部署：兵庫県警察本部
		契約件名： 放射性粉塵防護マスク 契約部署：警察庁
		契約件名： 中型ヘリコプター(Ⅲ型) 契約部署：警察庁
		契約件名： APR形受令機(APR-WR1-B)(10)外1点 契約部署：警察庁
随意契約	2件	契約件名： 司法解剖に伴う各種検査委託 契約部署：神奈川県警察本部
		契約件名： 語学研修科(ポルトガル語Ⅱ) 契約部署：警察大学校
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙1のとおり	
前回開催時の審議案件におけるフォローアップ	別紙2のとおり	

意見・質問	回答
<p>〔案件 1〕 再生紙（九州管区警察局）</p> <p>再生紙ではない方が価格的に安い事は把握しているか。</p> <p>再生紙以外は購入していないのか。</p> <p>前年度も同じ価格で落札されているのか。</p> <p>前年度の落札者と入札者はどこか。</p> <p>平成 21 年度の落札者と価格はどうか。</p> <p>毎年度同じ者が落札しており、今年度は前年度と同じ落札価格であるが、市場価格について調査は行っているか。</p> <p>聞き取りの相手はどこか。</p> <p>競争により価格を下げる機能が働いていないのではないか。</p> <p>最も低い価格であるということを誰がどうやって評価するのかということが問題である。</p> <p>個人的に市場価格の調査をしたが、これ以上に低い価格を見つけることはできなかった。</p> <p>したがって、ある程度低い価格になっていることは確かだと思うが、そのことを客観的に第三者に説明していくためには、入札に参加している者以外にも市場価格調査の範囲を広げていく必要があると思う。</p> <p>仕様書にある総合評価指数が 80 点以上とはどのような意味か。</p>	<p>承知しているが、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針」に基づき再生紙を調達している。</p> <p>全て再生紙である。</p> <p>そうである。</p> <p>今年度と同じ者が落札者であり、他に 4 者が入札に参加している。 そのうち 3 者が、今年度の入札に参加している。</p> <p>今年度と同じ者である。 今年度及び前年度よりも高い価格である。</p> <p>聞き取りを行っている。</p> <p>前年度の入札者及び外 1 者である。</p> <p>競争により価格は下がっており、業者にとって精一杯低い価格ではないかと考えている。</p> <p>努力をしていきたい。</p> <p>「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の中で、コピー用紙は「総</p>

品質を確保しながら、なるべく安いものを調達するということか。

前年度落札価格より予定価格を上げることあるのか。

入札者としては、予定価格を前年度落札額又は、それより少し安い価格と想定し、ぎりぎりの価格で入札をしてくるのが競争だと思うが、入札結果を見ると、各入札価格に差があるが、どう考えるか。

新規参入者を増やすことはできないのか。

〔案件2〕 庁舎維持管理業務委託 (中国管区警察学校)

昨年度から新たに始めた契約であるが、初年度には競争があったものの、今年度は応札者が1者であり、来年度以降も同様であれば、対策を考える必要がある。

ボイラー設備保守点検、冷暖房設備保守点検等、多数の業務が含まれており、競争性を確保するため分割して発注することは考えなかったのか。

業務をまとめた場合は、対応可能な者が限られてくるのではないか。

競争性を高めるためには、少し分けた方がよいのではないか。

初期的な投資が必要な契約なのか。

合評価値が80点以上」という基準があるためである。

そうである。

市場価格が高くなった等、客観的な理由があればあり得る。

落札者の方が、卸業者と安い価格で取引をしていることが理由だと思われる。

他の者の入札額は、その者の精一杯低い価格だと思われる。

ホームページ及び掲示版に入札公告を掲載しており、今後も新規参入者を増やしていきたい。

準備期間を更に確保するため公告期間をできる限り長く設定し、競争性を高めるよう努力していきたい。

職員の削減に伴い、これまで個別に発注していた点検業務と併せて一括発注し、コストを下げべく検討を行い仕様を定めた。

警備、設備点検及び清掃の仕様は、ほとんどのビルメンテナンス業者が対応可能であり、事前に対応の可否について業者に確認を行っている。

また、専門的で本契約に含めると競争性を制約する可能性のある点検業務については、別途契約をしている。

業務が多い事について、業者から対応が難しいとの意見はない。

仕様内容等については、引き続き検討したい。

ビルメンテナンス業者であれば警備

前年度に比べ、今年度は金額が上がり、落札率が100%に近い金額となっている理由は何か。

入札公告はどこに掲載しているのか。

公告日数は標準的な日数か。

公告を掲載しているホームページは簡単に探せるのか。

**〔案件3〕
警察学校空調設備保守点検整備
(兵庫県警察本部)**

毎年度同じ仕様なのか。

予定価格の積算も新たに行ったのか。

予定価格と入札価格に大きな差があり、落札しなかった原因は何か。

最低金額の入札者と、仕様変更を行わないで、随意契約ができたということか。

業者としては、やればできたということか。

前年度と同じ者が落札したのか。

業の資格を持ち、ボイラー技士を雇用していると思われることから、特に必要はない。

前年度から仕様の一部を変更しており、結果として金額が上昇しているため、単純に比較することはできない。

変更点としては、ボイラー設備の障害対応などで、専門知識を有する資格者の点検が必要と判断したこと及び衛生面から小浴槽の清掃回数を増やしたことである。

中国管区警察局のホームページ、中国管区警察学校の掲示板及び中国管区警察局の入っている合同庁舎の掲示板において入札公告を掲載した。

標準的な日数と考えるが、公告日数については、できる限り長く確保できるようにしていきたい。

警察庁のホームページからリンクしている。

今年度から点検以外に保守、部品交換及び故障時の緊急対応を追加している。

そうである。

仕様が変更になって初めての入札であることから、業者も様子を見たことが原因と思われる。

入札参加した3者は、4回目の入札までに全て辞退をした。

そうである。

できない内容ではなかったということになる。

前年度契約者は3回目の入札で辞退している。

予定価格の積算方法は、兵庫県警における一定の基準に基づいているものか。

兵庫県の基準により積算した。

**〔案件4〕
司法解剖に伴う各種検査委託
(神奈川県警察本部)**

神奈川県内の他の大学とも同じ内容の契約をしているのか。

基本的には同じである。

検査項目はこれ以外にあるのか。

これ以外はない。

実施する検査項目についてはどのように決めているのか。

捜査の必要性から捜査員と医師が相談して決めている。

警察署毎に司法解剖を依頼する大学は決まっているのか。

各警察署を5箇所の大学に割り振っている。

契約の一覧に、基本料契約や感染症防止消耗品等の契約もあるようだが別契約か。

別契約である。

単価に変動はあるのか。

平成21年度以降は変動はない。

厚生労働省が薬価を定めるように、警察庁で単価を定め、全国警察に通達しているということか。

警察庁から単価が示されているが、契約に際しては各医療機関から見積をもらっている。

どの大学からの見積も日本法医学会の規定価格ではないのか。

若干違う医療機関もある。

鑑定をやらしてもらわなければいけないという事情も分かるが、協議して決めた価格であっても、日本法医学会と警察庁に価格を決める法律上の権限はあるのか。

単価は、日本法医学会の意見を参考に、警察庁刑事局が決めた価格であるが、この件については刑事局から次回説明をさせる。

日本法医学会と警察庁が協議して価格を決めるに際し、決め方の仕様はあるのか。

併せて次回報告する。

警視庁は一覧にないようだが、別途どこかで契約しているのか。

警視庁は東京都等が支払っているため、契約の一覧にない。

**〔案件5〕
語学研修科(ポルトガル語Ⅱ)
(警察大学校)**

予定価格積算のため、前年度に実施したポルトガル語 I 課程の契約者に見積を依頼することは、予定価格を教えることにならないか。

独自に予定価格を積算しなければ、業者の言い値どおりの契約になってしまうのではないか。

年度毎の契約金額にバラツキがあるのは何故か。

随意契約ではなく入札できないのか。

この契約は会計法第 29 条の 3 第 4 項に該当するのか。

予算決算及び会計令第 99 条の 2 に該当するのではないか。

前年度以前の契約も随意契約なのか。

I 課程と II 課程は継続して同じ教師でなければならないのか。

I 課程・II 課程をそれぞれ異なる者が請け負うことはないと理解してよいのか。

I 課程・II 課程を分けて契約しているのは何故か。

単価の妥当性についてどのように判断しているのか。

応札する全ての者に見積を依頼しているが、今回は前年度の契約者のみが応札したので、このような結果になったものである。

前年度の契約実績との比較も行っており、前年度は競争入札により契約しているため適正な価格である。

予定しているカリキュラムの時間数が異なるためである。

公募を行ったが、契約者以外に参加意思を示す者がいなかったことから競争入札を行わなかった。

公募を行った結果、参加意思を示す者が他になく、契約予定者と契約せざるを得なくなったもので、この条項が該当する。

競争に付しても入札者がいないときは、この条項が該当するが、本案件は競争にすべく公募を行ったが、契約者以外に参加意思を示す者がいなかったことによる随意契約なので、この条項は該当しない。

II 課程は随意契約だが、I 課程は複数者で競争入札を行っている。

II 課程は I 課程の研修内容を踏まえた内容なので随意契約となっている。

違う教師でも構わないが、I 課程の落札者と随意契約を行っているため、結果として同じ教師が対応している。

今のところはない。

I 課程を受講した研修者が必ず II 課程を受けるとは限らないため、分けて契約している。

I 課程で競争入札を行い、最低価格の者と契約しており、その単価を実績として比較しているため、妥当であると理解している。

〔案件6〕

放射性粉塵用防護マスク（警察庁）

官報公告では、本契約を含め8点をまとめて公告しているが、仕様書を交付した者は、当該マスクに対しての交付者か。

参考見積はどのように徴取したのか。

調達数量が多いことから、限られた者でなければ参加できないのか。

市場価格はないのか。

多くの者に仕様書を交付したが、入札に参加したのは2者だけになった理由は調査したのか。

落札率からは競争が働いたように見えるが、大幅に入札金額が下がったということは、更に下げられる余地があったのではないか。

当該マスクは以前にも調達しているのか。

同じような名前の調達が見受けられるが。

そうである。

仕様書を交付したすべての者に依頼したが、提出したのは2者である。

本件は補正予算による調達案件であり、本来であれば官報公告期間を50日としているが、緊急調達の必要があり、公告期間を20日間に短縮した。防衛省や各自治体等も当該マスクを必要としていたので、結果的に2者しか応札できなかったものと思われる。

面体の単品であればインターネットで販売しているが、当庁が指定する吸収缶はインターネットでは見つけることができなかった。

入札に参加しなかった者からは、「入札までの期間が短い」「納期が厳しい」等の意見があった。

本件は補正予算による調達案件であり、「早く納品して欲しい」との現場の要望から納期等を設定したが、その結果、入札に参加できない者もあったのではないかと思われる。

インターネット等に市場価格が出ていれば、その価格を採用できたが、今回は参考見積のみを採用せざるを得なかった。

今年度は初めての調達である。

直前に、本件放射性防護マスクとは違う一般的な粉塵用マスクの調達があった。

今回もそれと同様の粉塵用マスクと思い仕様書を取りに来たものの、性能の異なる仕様であったことから、入札に参加しなかった者が多くなったと思われる。

〔案件 7〕

中型ヘリコプター（Ⅲ型）（警察庁）

日本の業者は参入しないのか。

小型機の入札では参入実績があるが、今回は仕様に該当する機種がないため参加しなかった。

入札に参加したのは販売代理店か。

機種毎に代理店が決まっており、その販売代理店が参加した。

入札説明会を行っているが、必要か。

仕様についての詳細な説明や、資料の提出依頼を行うので必要であると考える。

入札説明会は談合の温床になるおそれがある。

検討したい。

一堂に集める入札説明会ではなく、個別に説明する方法はできないのか。

参考見積書は何者から徴取したのか。

2者から徴取した。

予定価格と参考見積は同額か。

同額ではない。

民間取引の例を聞いたことはないか。

聞いたことはない。

可能であれば、海外の価格等も調査すべきではないか。

検討したい。

応札を見込んでいた他の2者は、何故応札しなかったのか。

推測だが、性能の高い機種を販売しているので価格が下げられず、入札しても勝てないと判断したと思われる。

仕様の範囲内で一番性能が低いものを買ったということか。

当庁の仕様を満たしているので、問題はない。

〔案件 8〕

APR形受令機（APR-WR1-B）（10）外1点（警察庁）

以前から同じ者が落札しているのか。

当該機器は整備を始めた平成15年度以降、同じ者が落札している。

仕様は変わっていないのか。

現在も平成15年度に導入したシステムを使っており、今後も使用する予定であり、現場の意見を踏まえ、若干の仕様変更はしているが、基本的な部分は同じである。

民間用の機器と変わらないのか。

仕様は無線機を製造できれば、どの業者でも参入できる内容になっており、

平成15年度から8年間、同一業者が落札しているが、他者が参入する障壁になっているものは何か。

抽象的には分かるが、具体的には仕様のどこが問題なのか。どこでも作れるなら、それ程の設備投資も必要ないのでは。

本部に設置する機器も同じ業者なのか。

前年度と同じ仕様なのか。

大量に調達するのなら、予定価格を下げられたのではないか。
既存のラインを持っている者が一番安く、そこが参考見積と実績を握っていて、その低い方で予定価格が算定さ

仕様を変更する際は、官報により意見招請を行っている。

前回の仕様変更では7者が仕様書案を取りにきたところであり、意見があれば仕様を改善している。

他の者の関心もあり、落札者以外は製造できないものではない。

参入しやすい仕様であるかという部分では改善の余地はある。

当庁としても、より多くの者が関心を示して参入すれば、価格も下がるメリットがあると思う。

新しいシステムを導入する際は、どの者でも技術的にできるという考えから一歩踏み込んで、真に参入しやすい仕様になるよう努力したい。

当該機器は警察独特のセキュリティを備えた仕様になっており、APRシステムを導入した平成12年度からの3年間でシステム全体として開発整備されたものである。

その後、端末である受令機は、本体の仕様を開示して競争入札しているが、落札業者は最初に大きな開発費を投資しており、どうしても独自仕様になっている部分もあるので、以降の入札には他者が価格面で参入できないのが実情である。

納入実績のある者は2者ある。

全体の設計は別業者が行ったが、無線機は誰でも作れるので、複数者が参加するが、どうしても最初に落札した者が強くなる。

システム全体としての無線機整備は平成18年度に終わっているが、今回は震災で損失した無線機の補填なので、従来と同じ無線機を買わざるを得ない。

そうである。

通常は数十台の調達だが、今回は震災の関係で多くなった。

平成21年度は大量に調達したが、その価格を調達台数の少ない平成22年度で採用している。

「今回は調達台数が少ないので、前回の実績によらず、高く設定する」と

れるのでは、価格が下がる要素が見つからない。

今回は数に注目するのも、ひとつの方法だったのではないか。

委員講評

フォローアップの結果をみると成果が出ていると感じる。

確実に随意契約が減っており、競争性のある契約が増えていると思う。

前回の結果を受けて、検討や改善をしてもらっており、委員としてうれしく思う。

ということではなく、数のメリットが最もあった時の価格を使うこととしている。